

一般財団法人遠野市教育文化振興財団顕賞基準

令和 3 年 1 月 14 日
平成 27 年 10 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日
平成 16 年 12 月 7 日

1 教育文化奨励賞の対象

(1) 一般

- ① 体育・スポーツ、コンクール等の県大会第1位（優勝、金賞、特別賞等最も上位のもの）または、県代表（県予選や審査会等がない文化活動部門などは、この限りでない）として東北大会及び全国大会に出場し入賞したもの。
- ② 県知事又は県教育委員会から表彰されたもの。（県大会以上の場合に限る）
- ③ 東北又は国の機関から表彰されたもの。（県大会以上の場合に限る）
- ④ 全国的大規模で選抜され、数カ国以上が参加する国際大会に出場し、国際的に評価されたもの。
- ⑤ 各部門において永年にわたる「指導」、「育成」及び「活動」を行っているもの。（永年とは過去の例に照らし同等またはそれ以上と認められるもの）この場合、同種同様の活動による受賞は1回のみとする。

(2) 児童生徒

- ① 体育・スポーツ、コンクール等の県大会で第1位（優勝、金賞、特別賞等最も上位のもの）または、県代表（県予選や審査会等がない文化活動部門などは、この限りでない）として東北大会及び全国大会に出場し入賞したもの。
- ② 市内の小中学校児童生徒を対象としたコンクール等で最も優れた作品であると認められたもの。ただし、上位の大会がある場合は、この限りでない。
- ③ 遠野出身の高校生で、体育・スポーツの県大会で第1位（優勝）または、県代表（県予選や審査会等がない文化活動部門などは、この限りでない）として東北大会及び全国大会に出場し入賞したもの。
- ④ 市内の大会等において、新記録で、かつ第1位（優勝）の成績のもの。
- ⑤ 県知事又は県教育委員会から表彰されたもの。（県大会以上の場合に限る）
- ⑥ 東北又は国の機関から表彰されたもの。（県大会以上の場合に限る）
- ⑦ 全国的大規模で選抜され、数カ国以上が参加する国際大会に出場し、国際的に評価されたもの。

2 教育文化特別奨励賞の対象

- (1) 教育文化奨励賞を過去4回以上受賞し、当該年において教育文化奨励賞の対象となるもの
- (2) 理事長が特に必要と認めたもの。